

別表(第4条関係)

補助対象経費	適用条件	補助金の額	備考
木質バイオマスストーブ等の本体（中古品を除く。）及び必要な附帯資材並びに設置に係る経費。	<ul style="list-style-type: none">・個人住宅又は事業所・集落、コミュニティ又は管理する地域住民の利用する集会施設	対象経費の3分の1以内の額（20万円を限度とする）	補助金の額に1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。